

参议院农林水産委員会会議録 第二十七号

昭和三十六年四月七日(金曜日)

午後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君

櫻井 志郎君

秋山俊一郎君

青田源太郎君

石谷 憲男君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

河野 謙三君

重政 庸徳君

田中 啓二君

高橋 衛君

大河原 次君

北村 暢君

清澤 俊英君

小林 孝平君

千田 正君

委員

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君

農林省 坂村 吉正君

農林省 伊東 正義君

農林省 高橋 泰彦君

農林省 水産庁次長

農林省 事務局長

農林省 常任委員会

農林省 専門員

農林省 説明員

農林省 植物防疫課長

農林省 振興局

農林省 石倉 秀次君

本日の会議に付した案件

○肥料取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○魚種安定基金法案(内閣送付、予備審査)

○漁業生産調整組合法案(内閣送付、予備審査)

○漁業権存続期間特例法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第一七一号)参議院先議を議題といたします。きのうの提案理由の説明の聴取に続き、本日はまず本案についての補足説明を聴取いたします。

○政府委員(坂村吉正君) それでは、昨日肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。補足説明を申し上げます。

現行の肥料取締法で肥料と申しますのは、「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として、土地にほどこされる物をいう。」のでありまして、植物の栄養になるものでも、土地に施すものでない場合には、取締法上肥料として取り扱って、なかつたのであります。従いまして、

肥料と同じように植物の栄養となるものでありましても、葉面などに直接施されるものは、取締法の適用を受けておりません。ところが、近年肥料成分を含んだもので品質粗悪なものが取締法の適用をのがれるために葉面散布剤と称して相当高値で市販されておる模様でありまして、またこれとは反対に、非常に良質の葉面散布剤も生産、市販されておるもので、これをばつかり肥料と認めまして、他の普通肥料と同様の取り扱ひをする必要があると思ふのであります。今後この葉面散布剤は、生産、消費とも増大する見込みでありまので、その品質を保全いたしまして、公正な取引を確保いたし、するために所要の規制を加えることができまうように新たに取締法上肥料と認めようとするのが改正の第一点であります。ところで、この葉面散布剤のように肥料成分を葉面に散布いたしますと、葉から吸収され、栄養分となりまが、適切な散布であれば、それは土地から施すよりも早く吸収されまして、また肥料成分の利用率も相当程度高くなるのであります。なお、現在葉面散布剤は、リンゴ、桑、蔬菜等に利用されておりまして、特に青森県や長野県のリンゴには実用化いたされております。

改正の第二点は、一般的に禁止されておりました肥料への異動混入について例外を認めるのであります。すなわち、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところによつて混

入する場合を認めようとするものであります。近時農家労働力の軽減をはかる目的で肥料と農薬の混合が考えられております。その事例を申し上げますと、土壤中に生息する昆虫類を駆除するために施しますところのアルドリッ、ヘプタクロールという農薬を複合肥料とまぜまして土壌に施すことによりまして害虫の駆除効果もまた肥料の効果もそれぞれを単独に施したものと変わるところがないのであります。また除草剤のP・C・Pを尿素にまぜた肥料であります。これを施しますと、除草並びに肥料としての効果は、それを単独に施した場合とほとんど相違するところがありません。

次に、肥料の増進を目的とした大谷石、あるいはペントナイトの特定肥料への混入であります。化学肥料は水に溶けやすく、施肥して後水に溶けて流亡したり、あるいは窒素はガスとなつて空中に逃げたりする損失が多いのであります。この化学肥料に大谷石やペントナイトをまぜまして粒状化いたしますと肥料の増進することが明らかになります。これは水に溶けない大谷石やペントナイトを粒にすることによつて化学肥料を包み込んでしまふので、一時に水に溶けてしまふようなことがなくなるからであります。その上、大谷石やペントナイトはアンモニアやカリを吸着しておく性質がありますので、水に溶けて流亡することも、またガスとなつて窒素の揮散も一そう少なくなりまして、従つて

作物が必要なときに肥料残分を吸収するようになりまから効果が増進するといふわけでありまして、特に水田におきましてはその効果が顕著であります。このような農業生産上、労働力の節減に役立ち、また肥料を増進することとなりまう公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところによつて混入する場合に限りまして、肥料への異物混入をすることができるよう改正することとした次第であります。

以上にあげました物が当面公定規格に定めて混入を認めようとする物であります。これ以外の物であります。有効な物が生産されるようになりましたならば、試験の成績によりまして、混入を認めるように公定規格の改正をそのつど行なう建前になつておるわけでございます。

以上はなほ簡単でございますが、補足説明を終わります。

ついでにお手元にお配り申し上げます。お配り資料でございますが、肥料取締法関係資料という膨大な資料を提出いたしております。この内容につきまして、簡単に申し上げます。

第一ページを開いていただきたいと思ひますが、第一ページは、肥料の取締法によつて業者は登録をすることになつておるのでございます。肥料の登録でございますが、農林大臣登録肥料の登録と、それから更新件数の一覧でございます。これは非常に多いのでござ

いまして、

なかつたのであります。従いまして、

ざいまして、二ページ、三ページに合計がございまして、農林大臣に登録をしております肥料の合計でございまして、これが総計で三十五年末を見ますと、三ページの一番右の方に合計がございまして、二万九千四百九十七とございまして、最近の年別の登録の数を見ますと、ここで左の方に暦年という欄と登録という欄がございまして、登録の方は、大体二千ちよつとこえる程度のもので、それが更新がその次で、右の方から二段目の欄で、昭和三十五年度千六百という程度のもので、大体更新の数になっております。それがその資料でございまして、それからその次に、四ページは登録肥料の一覧でございまして、これは内容でございまして、その内容でやはり複合肥料が一番多いのでございまして、四ページのちよつとまん中から下の方にございまして、複合肥料は一番多いようございまして、大体これは九一%くらいになっております。それから五ページが農林大臣登録肥料の有効登録一覧、有効登録と申し上げますのは、その中途の段階で期限が切れまして、あるいはその事業をやめたりしまして消えるものもございまして、現在残っております登録の数でございまして、これが一番下の合計を見ますと、一万七百三十七というものが三十五年三月末現在でございまして、ここで大ざっぱにあれを申し上げますと、一番上の欄の無機窒素質肥料の登録が二百六十五でございまして、これが大体全体の二%、それから無機質磷酸質肥料、これが四百八十四、これは五%くらいになっております。それから無機質のカリ質肥料、四%くらい、こ

れは四百でございまして、それから複合肥料がここにございまして、九千九百十三、これは全体の八五%を占めております。そういう状況でございまして、六ページは、その有効登録業者数の一覧表でございまして、業者はここにございまして、最後の方にございまして、六百十五、生産業者と輸入業者が登録することになっております。合計して六百十五、こういうこととございまして、業者の数からいたしまして、この複合肥料の業者が四〇%を占めております。それから次は、都道府県の関係の登録の状況でございまして、これは農林大臣とそれから都道府県と肥料の種類によつて登録を分けておるのでございまして、ここで都道府県のもの合計していたしまして、有効登録、現在残っております登録が一万四千とございまして、それから次をめぐつていただきますと、大体それは内訳でございまして、県別の肥料の内訳でございまして、ずつとそのこまかい内訳がございまして、それから十二ページに都道府県の有効登録、現在残っております登録の内訳がございまして、十四ページが、都道府県知事の登録肥料の有効登録業者の数の一覧でございまして、都道府県知事に登録しております業者が、普通肥料生産業者で五千九百、それから特殊肥料の生産業者で一万一千九百、販売業者が二万八千、こういう次第でございまして。

次が生産の状況でございまして、これは肥料取締法によつて生産の報告をとつておるわけでございまして、その大体の資料でございまして、十五ページは、農林大臣登録肥料の生産数量一覧

全部で、ここには全部を突つ込みまして八百九十三万七千トンというのが合計の数字でございまして、あるいは肥料の需給計画というものを毎年作つておりますが、アンモニア等についてはそういう需給計画を作つておりますが、これは幾らかこまかいところは食い違ふところがあるかも知れませんが、需給計画の方は肥料年度で作つておりますが、これは大体暦年で数字を出しておりますので、幾らかその数字の食い違ひがございまして、大体こういう数字でございまして、それから次が、都道府県の関係の生産数量、これが百七十六万八千、十六ページの一番最後の合計欄がそういう数字になっております。それから次が、都道府県別の生産数量の一覧表でございまして、その内訳でございまして。

それから二十三ページをこらんだきますと、肥料検査というものを農林省がやつておるわけでございまして、この検査の現況が書いてございまして、農林省では札幌、仙台、東京、名古屋、神戸、福岡、六カ所に肥料検査所を持つておられて、ここに肥料の検査官がおるわけでございまして、検査所の定員は九十一人、そのうち検査官に当たるものが五十六人おります。それから検査所別人員配置というところの数字でカッコをしてありますのが検査官でございまして、予算額は三十五年四千六百万。

それから都道府県肥料取締関係者、農林省の検査所のはかに県には取締関係者がありまして、これが大体各県別にこういう状況になっておまして、全部の合計で百二十六人、そのうち検査吏員が百十二人、こういう状況でございまして。

その次が二十五ページが、農林省、都道府県公表肥料検査成績という一覧でございまして、三十三年度の分でございますが、二十六ページをこらんだきますと、二十六ページの一地下の欄をこらんだきますと、三十三年度農林省の検査で不合格率というものが三・六%でございまして、それから都道府県の検査では五・七%、合計いたしましたして四・六%という不合格率になっております。不合格の多いのは、非常にやはり有機質肥料、いろいろまぜたような、そういう普通肥料のものが多いわけでありまして、それからその次は、これはずつと内訳でございまして、それから三十二ページをこらんだきますと、三十二ページの一番下でございまして、これは総計で、三十四年度の検査成績の総トータルでございまして、農林省関係で三・三%の不合格率、都道府県では四・八%、合計して四・〇%の不合格率、こういうことになっております。それから次は全部内訳でございまして、それから次は三十九ページ、三十五年度の検査結果の状況でございまして、これは農林省のものだけがままとつておりますが、県のもはまだまだままとつておりませんが、農林省の方は三・六%、こういう不合格率になっております。大体この程度のところは不合格になっておるといふこととございまして。

それから次は四十ページ、肥料取締法第二第三項の政令で定める主要な成分——肥料の主要な成分を政令で定めることになっておりますので、ここに内容が書いてございまして。

それから次の四十二ページは、肥料取締法の第三条第一項の規定に基づく普通肥料の公定規格をここで定めておりますが、これは公定規格の内容でございまして、それから三つとございまして、あとは五十七ページまでは全部この肥料の公定規格でございまして、五十八ページが、特殊肥料というものが法律で書いてあるのでございまして、特殊肥料の指定をいたしております。これは肥料取締法第二第二項の特殊肥料というものは、ここで「左に掲げる肥料で粉末にしないもの」、「(何)米ぬか、はっこう米ぬか、はっこう米ぬかをあげております。

それから次の五十九ページには、肥料取締法施行規則に基づいて普通肥料というものを指定しております。大体肥料の内容をいたしましては、そういうこととございまして、検査関係、登録関係は主体にいたしまして資料を御提出申し上げております。○委員長(藤野野雄君) 以上で補足説明は終わりました。

次いで、本案に対する質疑を行ないたいと思います。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○小林平君 ちよつとこれに関連いたしまして、農林省のことについてお尋ねいたします。最近、三重県下においてブドウ酒に農薬テップを混入して大量に殺人をした事件があったのですけれども、この事件の発生によって、農薬の取り締まりをもっと厳重にすべきではないかという世論が高まってきたおるわけであります。そこで、これは取り締まりも必要でありますけれども、農薬の使用というものは、農業関係

だいま申しましたような点を加味して、毒性農薬に対しては一般の人がすぐわかるような製剤に持つていきたいというように考えております。

なお、この毒性の強い農薬の一部につきましては、厚生省当局とも連絡をとりまして、特定毒物の考え方を再検討していかねばならないかと存じます。その際に農薬というものは製剤によりまして有効、成分の含有量が少なく、実質的に人畜に対して危害の少ない製剤も多々ございますので現在の毒物及び劇物取締法においては有効成分の致死量をもって規定されております農薬という観点から申しますと、製剤の致死量という点から毒物及び劇物、あるいはそのほかの分類をしていただけたら、農村地帯におきます農薬の使用についてはそれほど都合な、かつまた今回のような事件を起こさずに済ませ得るのではないかとこのように考えております。

そのほか最近是人畜に対する毒性の低い農薬が数々出ておまして、中には農林省の試験研究によりまして有効な農薬も出ております状況でありまして、今後は極力このような毒性の低い農薬の普及に努力して参り、総合的に毒性の高い農薬の使用量を減らすという方向に進めたいというように考えております。

○小林孝平君 三この三重県の事件で一体どういふものをどだけ使ったのかわかりませんか。

○説明員(石倉秀次君) この点につきましては、当方からただいま三重県農林部長あてに三十六年四月一日をもって文書で状況報告を求めておりますが、この回答をまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日来種々の新聞報道並びに先般地方行政委員会におきましての御発言でございます。それによりまして、使いました農薬は有機燐製剤のうちテップでございます。このテップはいろいろな商品名がございます。三重県で使われましたものはニッカリンという商品名で売られておるものでございます。このテップは三重県並びに奈良県の出間地方におきましては主として茶のダニ防除に使われております。このテップのよろしい点にはおいたくないという点と、それからまた散布液にいたして作物に散布いたしますと、大体一、二日の間で全く毒性のなくなる殺虫剤でございます。従いまして、茶のようににおいをきらい、かつまた農薬が葉に残っては好ましくないような作物の害虫防除にはきわめて優秀な殺虫剤と申すことができます。なお、このほか桑の害虫の防除にもこのテップ剤が使われます。これはただいま言いましたように、散布後一日、二日の間に全く毒性がなくなりまして、その桑の葉をすぐたててございまして。

○小林孝平君 これはブドウ酒のびんに入れたんですけれども、このテップを何ccか何グラム入れたんですか。

○説明員(石倉秀次君) これは私も新聞の記事以上のことは今のところ知っておりませんが、たしか竹の筒に入れて、七・八cc入れたという事ではないかと思っております。

○小林孝平君 これは無臭だけれども、味はあるんですか。

○説明員(石倉秀次君) 味は私も聞いた範囲であります。いや苦みがある

という事でありまして。しかし、おそらくブドウ酒に入ればわからない程度ではなからうかと思っております。

○小林孝平君 この厚生省関係の毒物及び劇物取締法ですね、これは生産、輸送、販売をあれして、取り扱いについては何ら規定がないわけなんですか。

○説明員(石倉秀次君) 私からその点については答弁すべきことではないかと思っております。法律を私が見ました範囲では、その毒物及び劇物取締法で特定毒物に指定されるもの並びに別表の一に規定されているもの以外につきましては、販売以後の取り扱いについては、使用についての規制はできないといいますが、それには触れていないというように解釈しております。

○小林孝平君 ちょっと速記をとめていただきたい。

○委員長(藤野繁雄君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

○東隆君 私は、この法案の関係で、この薬面散布の肥料ですね。これを私は農薬にしておいた方がいいのじゃないか、こう思うのです。あとの方は、これは肥料とされた方がいい。前の分は、これは農薬にされた方がいいのじゃないか。そうでないと、あとでいろいろ問題になってお困りになるのじゃないか。というのは、ビートに使っているようにすけれども、普通葉面にいろいろな農薬を散布しますと、結局、たとえば果実の方は非常に大きくなるのです。これはかえって葉の生長だのその他のものを抑制して、そうして根部

あるいは果実の方を大きくしていく、そういう一つの植物生理学の現象があるのです。だから、問題は、抑制するのには、たとえば枝を切ったり、それから芽をつんだりして、そうして生長を抑制するという作用を、葉面に薬をかけたたりなんかすると、その働きの、普通、窒素、燐酸、カリ、それくらいのものもかもしれませんけれども、そういうふうな考えてみますと、かえってそういうようなものが別な働きをして、そのじやないか。それで私は、もう少し植物生理の学者だのなんか、そういう方面とよく御相談なすって、葉面散布の肥料についてはもう少しお考えになる必要があるのじやないか。それからあとの方は、これは肥料の中にまぜるのですから、そうして下の方に肥料と同じような使い方をされるのだから、こっちは私は肥料の部類の中に入れておいても差しつかえないと思う。だけれども、上の方にやるのは、サポテンみたいなようなものと一応別な考え方で見るべきじやないか。で、農業の方からの関係の人も見えているように、どっちにされたらいいか、これはなかなか問題だらうと思

う。取り締まりがうまくいけばいいのですが。そうすると、窒素、燐酸、カリぐらゐの肥料でもってやるかという、私はまあ肥料はちょうど人間で言えは食物のようなものだと思ふ。だから、そいつは一定の場所から吸収されて、そうしていくのに限っている、こ

う一応見なければならぬので、ほつべたにくっつけてみたら、栄養にはならぬ。だけれども、葉だつたら、これは

ほかのところにくっつけても大きくわけですね。だから、葉と見るべきか、肥料と言ふべきかと、そういう境にある問題だと思ふ。ところが、売る人は、葉面にかけてやれば非常に努力も楽だし、だからそいつにひっかけた、少し窒素、燐酸、カリぐらゐませたのじやないですか。そういうような面を考えると、肥料に重点を置いておるようですけれども、窒素、燐酸、カリだつて、葉として見る場合もあるし、何もそんなに……。考うべきじやないかと思ふのです。そういう気がするので、食物なら口から入るのだから、葉だ

と外部からいこうと少しおかし。こういう考え方をいたしますので、これは将来いろいろの問題が起きてくるじやないかと思ふのです。もう少し植物生理の学者ともよく相談をされて、そうしておきめになった方がいいと思ふ。だいぶむずかしい問題が出てくると思ふのです。

○政府委員(坂村吉正君) はなはだ申し上げにくいのでございますが、ちょっと何か誤解があるのじやないかと思ふのでございまして、先ほど御説明申し上げましたように、大体植物の生長のための窒素、燐酸、カリを主成分とした水溶性の肥料でございます。これは葉面から吸収されて、そして植物の栄養に役立ちまして、そして植物の生長を助ける、こういうような純然たる肥料であります。肥料成分でございます。これは前々からもうすでにアメリカ等でも研究されておりますし、それから日本でも終戦後非常に熱心にこれは研究いたされまして、農林省の

あるいは果実の方を大きくしていく、そういう一つの植物生理学の現象があるのです。だから、問題は、抑制するのには、たとえば枝を切ったり、それから芽をつんだりして、そうして生長を抑制するという作用を、葉面に薬をかけたたりなんかすると、その働きの、普通、窒素、燐酸、カリ、それくらいのものもかもしれませんけれども、そういうふうな考えてみますと、かえってそういうようなものが別な働きをして、そのじやないか。それで私は、もう少し植物生理の学者だのなんか、そういう方面とよく御相談なすって、葉面散布の肥料についてはもう少しお考えになる必要があるのじやないか。それからあとの方は、これは肥料の中にまぜるのですから、そうして下の方に肥料と同じような使い方をされるのだから、こっちは私は肥料の部類の中に入れておいても差しつかえないと思

う。だけれども、上の方にやるのは、サポテンみたいなようなものと一応別な考え方で見るべきじやないか。で、農業の方からの関係の人も見えているように、どっちにされたらいいか、これはなかなか問題だらうと思

う。取り締まりがうまくいけばいいのですが。そうすると、窒素、燐酸、カリぐらゐの肥料でもってやるかという、私はまあ肥料はちょうど人間で言えは食物のようなものだと思ふ。だから、そいつは一定の場所から吸収されて、そうしていくのに限っている、こ

う一応見なければならぬので、ほつべたにくっつけてみたら、栄養にはならぬ。だけれども、葉だつたら、これは

あるいは果実の方を大きくしていく、そういう一つの植物生理学の現象があるのです。だから、問題は、抑制するのには、たとえば枝を切ったり、それから芽をつんだりして、そうして生長を抑制するという作用を、葉面に薬をかけたたりなんかすると、その働きの、普通、窒素、燐酸、カリ、それくらいのものもかもしれませんけれども、そういうふうな考えてみますと、かえってそういうようなものが別な働きをして、そのじやないか。それで私は、もう少し植物生理の学者だのなんか、そういう方面とよく御相談なすって、葉面散布の肥料についてはもう少しお考えになる必要があるのじやないか。それからあとの方は、これは肥料の中にまぜるのですから、そうして下の方に肥料と同じような使い方をされるのだから、こっちは私は肥料の部類の中に入れておいても差しつかえないと思

う。だけれども、上の方にやるのは、サポテンみたいなようなものと一応別な考え方で見るべきじやないか。で、農業の方からの関係の人も見えているように、どっちにされたらいいか、これはなかなか問題だらうと思

う。取り締まりがうまくいけばいいのですが。そうすると、窒素、燐酸、カリぐらゐの肥料でもってやるかという、私はまあ肥料はちょうど人間で言えは食物のようなものだと思ふ。だから、そいつは一定の場所から吸収されて、そうしていくのに限っている、こ

う一応見なければならぬので、ほつべたにくっつけてみたら、栄養にはならぬ。だけれども、葉だつたら、これは

試験場等でも十分検討して参ったわけ
でございます。そういうような関係
で、大体製品といたしまして、相当
自信の持てるものができておるので
ございまして、そこでも肥料として、
葉面から施肥肥料という考え方でこ
れは取り上げていい段階ではないかと
いうふうに考えてきて肥料取締法に
入れている、こういう考え方でござい
ます。これは完全に肥料、植物の生長を
助けるための肥料という、そういう内
容のものでございます。

○東隆君 私によくそれも承知してい
るのですけれども、使用するときには実
は花が開いてそれからあとでないかと
思うのです。だから果実が非常に大き
くなるという時分じゃないかと思うの
です。それで最初やるのじゃないかと
て、あとでやるのじゃないか、こうい
うようなことを考えますと、そうす
ると普通、植物というのは、たとえジャ
ガイモなんかでもポルドー液だとか
何だとか、今はそれは言っていないの
ですけれども、そういうものを散布し
ますと、エロンゲーションを起こさぬ
わけです。そして下の方の実が大き
くなっていく。生長がとまるのです。枝
や葉を生長させないから、だからそう
いう意味で下から上がったものがど
んどん果実に入って、そして果実が大
きくなっていく。だからそういうよう
な効果を現わさせる面もあるわけ
です。だから施肥した窒素、燐酸、カリが
肥料としてきておられるのか、それとも
その植物生理の方面における葉だの、
何だの生長を抑制して、そっちの方
面から損失しないようにして、そして
下の方から吸収したもので大きくなる
のか、そういうような問題が出てくる

と思いのです。だから常識からい
うと、根から栄養分を吸ってそして
木は生長していく、作物は生長して
いく、そういうように考えていくと、葉
分については、これは食料なんです
から、それは口から入って行ってそ
して吸収されていく。そういうように考
えていくと、葉の方だったら外部に
くつつけるものもあるし、いろいろあ
るのだから、これは葉として取り扱
われてみたらどうか、こういうのは私の
簡単な常識論ですが……。

○政府委員(坂村吉正君) あるいは誤
解があるのじゃないかと思いますが……。

○東隆君 局長、局長は法律の方だ
し、これは技術の問題だから……。

○政府委員(坂村吉正君) 法律の方と
いいますが、これは十分検討いたし
まして法案にいたしておるのでござ
いますからお答え申し上げますが、た
だいま申し上げましたように、肥料とい
いますのは、東委員がおっしゃいます
ように、従来は根から吸収してそうし
て植物に栄養をつけた、こういうこと
でございまして、これは葉から吸
収しても植物の栄養をつけたという
ことでは同じことではございませ
ん。たとえば人間がその栄養分をとり
ます場合も、口からとる場合もござ
います。病気になるってれない場合に
は注射をする、あるいは皮膚面から吸
収させる、あるいはいろいろなもの
をございまして、

これは葉という観念ではなくて、あく
まで窒素、燐酸、カリの肥料成分が根
からとられ、あるいは葉からとられ
て、そういう姿のものでございませ
ん、そういう面からこれは十分検討さ
れてきているわけではございませ
ん。た

たま今までのいわゆる根でなければ、
土の中でなければ肥料分がなかったか
ら、吸収しやすいものがなかったもの
です。根からとるものだけを肥料
だ、こういうふうな考え方をいた
すけれども、葉の状態のところは肥料
分で吸収される形のものがあるればこ
れは当然そこから入って栄養がつけられ
る、こういうことになるわけではござ
いませぬ、ですからこれは農業だとい
う考え方は私は少しどうかと思
うので、抑制するという機能ではな
いのです。抑制するという機能はこの
葉面散布には期待してないわけ
でございます。大体その生長の促進で
ございませぬ。そうして葉から吸収され
たものは直接日光と光合成によって、
そして蛋白質になりまして、そしてそ
こで栄養になる、こういうメカニズ
ムになっておるものでございませぬ。
(笑)

○東隆君 私はこれは笑いごとではな
い。葉の中には栄養の葉がたくさんあ
る、そうしてこれは口からもちろん飲
んで、それから注射もありませぬし、
いろいろなあるのです、その葉の面
は、食べものは、普通のいわゆる食物
と称しているものは、大抵口から入
る、だからどうですか、これは私は何
も固執しません、固執しませんが、あ
とで問題が起きてきます。下の方にあ
るものは肥料で、それから上の方は
農業の方でもって取り扱われたらど
うですか、扱う人は大抵肥料、農業を
一緒に扱っているようにすけれども、
これは技術の方面からお聞きした方が
……。

○説明員(石倉秀次君) 農業の方に

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

の見方というものを要する必要があるんじゃないか、というふうに思います。この二つ。

それから結局こういう政令における規定があれば、実際に補助対象にするかしないかというときに、予算などが窮屈になってくると、こういうものによつてやはり補助対象からはずれていく、こういうものがあるはずですね。

だから実際にそういうものがどれくらい、こういう政令の規定があるために、今まで補助を要求しているのに対象とされなかったのかというふうな実例等、わかつていけば御報告を願いたいと思います。

以上三点ですが、まとめて一つ御答弁願いたい。

○政府委員(伊東正義君) 三点の御質問でございますが、第一点の傾斜度が二十度をこえるというものは、最近の農業事情から考えれば検討を要するんじゃないか、あるいはこれは開拓地の関係から出たんじゃないかという御質問でございますが、開拓地の選定基準では、これは農地法の施行令の四条でございまして、十五度以下ということに実はいたしております。開拓地の場合はもう少し緩傾斜以下でございまして、それよりは五度ほどこれは強くなっておりますが、二十度といいますが、これは仕事をやりまして階段耕とか何か復旧事業をやりまして、なおかつ二十度をこえるというふうな場合の農地については、これはほとんど出畑のようなどころしか考えられないんじゃないかというふうに考えておりました、そういうところについては復旧をしても、また当然と言つては何でございまして、災害が来るようなところ

ろじゃないかというふうなことで、一応の限度を作つております。ただこの限度と、これは御質問にはございませんでしたが、開拓基準の十五度、こういう問題につきましては、先生おっしゃいますように、農林省としてさらに検討をする必要があるだろうというふうには私も思います。これは今後検討いたしてみたいと思います。

それから五番目の百二十センチでございますが、これは大体一間幅の道路くらいでございまして、それ以下のごく狭いものについては、これはむしろそういう狭いものを作るといふことじゃなくて、そういうものについてはまた別途これは考えていいんじゃないか。ごく狭い農道というものについては、あまり利用価値もない場合が多うございまして、こういうものについては別途に考えたらどうかということでは、これはいろいろな基準の中の一つとしてあげていまして、これは、実際災害復旧いたします場合に、こういう基準でどのくらいのものが落ちていくかという御質問でございまして、実は今資料をちょっと持ち合わせておりまして、ここですぐに幾らということとは申し上げかねますが、これは早急に資料として差し上げたいと思っております。

○亀田得治君 第一番目の度数の点については、どこから二十度が出たのかよく私としてはわかりませんが、ただ開墾の方が十五度になっている、既墾地だからということが開墾よりも五度だけふやした。既墾地だから。そういう意味くらいに私は解釈しておいたわけですが、ともかく全体として傾斜地というものに対する考え方をやはり検討

するのが私は正しいと思っております。もちろん焼畑のようで、あとはどうにもならないのだというふうなことがはつきりしておれば、それは度数がもっと低くたつて、そういうものは困るといふようなことはあり得ていいんじゃないか、その度数というところに非常に重きを置き過ぎるのは多少検討の余地があるということをおし上げております。研究されるということでありまして、研究していただくことだと思います。それから五番目の幅員でございまして、一間ほどとこうおっしゃるのですが、それはもちろんいいと思うわけですが、ごく狭いようなものは大して用がないのだ、それはいろいろあるわけですね。私は何も一尺や二尺のものを申し上げているわけじゃないのです。こういうふうな何センチメートルというふうな書き方でちゃんとした線を引かれると、非常に不自然なものがやはり出てくるんじゃないか、そういうことを申し上げているわけでありまして、だからこちら辺の規定の仕方のもう少し検討の余地がこれはあるんじゃないか。ただし、実際に必要な道路であれば、多少の幅員の不足があつても、それは補助の対象に從來入れてきていっているというふうなことももちろんいいのですが、それで第三の、こういう基準があるために非常に気の毒なことになったという事例というものを

をお聞きしたわけですが、私の申し上げている意味はわかるかと思つては、これはやはりちょっと研究してほしいと思つております。どうですか、研究していただけますか。

○政府委員(伊東正義君) 暫定法の問題は、この前も秋山先生の御質問等

ろいろございまして、基本に触れませんが、いろいろな問題が出たわけでございます。私どもとしましては暫定法自体がこれも暫定でいいかどうかもまた問題でございまして、その辺のところを検討したいと思つております。

○清澤俊英君 近ごろいろいろ灌排水とか河川とかというふうなものがあるんだと完備してきて、大体災害は集中して、山間部に起きている、これはお認めになるかと思つております。そういう非常に弱い所で災害が集中して起きているのが最近の現象じゃないか、そういう場合に、大災害がある場合には特別立法でいろいろ考慮せられるが、そういうものがたまたま局部的なものだと非常に冷遇されているという形が出ておる。これはもう何か考えていい時期にきているのではないかと私は始終思つている。災害は山に登る、これは近ごろのはやはり言葉です。こういう事態が参りますならば、総合的に、こういった災害復旧の臨時措置法であるとか、こういったものをももう一度考え直しておるのではないかと。大災害の場合は、大体それが地方的に何とか補助育成していく力がないからおそらく特別的方式をもつていろいろな特典を考へられておる。そういう点からいいますと、山間部の零細農を中心とした地方農村というものは力がなく、またそういうものが多い県におきますればなおさらやはり県もない、こういうことを考えましたならば、それはやはり根本的に考えていただく時期にきておるのではないかと思つておるが、この点について局長並びに政務次官おられますからお考えを伺いたいと思つております。

○政府委員(伊東正義君) 先生おっしゃいますように、現在の災害対策は、比較的通年にとつてみまして災害が少ないという場合には、特別立法等はいたさず、現在あります法律の高率適用、そういうところが被害が特に集中的、局部的にきておるといふことになりまして、今の暫定法でも実は九割以上の補助率になるところが往々にして出て参ります。そういう今の法律でやれる範囲で手当をしていくというやり方をやっておりますが、これはいささか私見になるかもしれませんが、現在の法律でいきますと、実は一つの市町村の中でも被害が割合軽微であった人も、場合によっては町村単位にものを考えますので、非常に高率適用を受けるというふうなことも実は出てくるのでございまして。それで私どもとしても、こういう暫定法のこういう形がいいのか、もう少し個人別の被害というふうなところまで法をこまかくするといいですか、やるのがいいのか、これは実はわれわれとしましていろいろの中で議論があるところでございまして、先生のおっしゃいましたように、まあ、災害のあまり大きくない年については、今の法律体系からいって、あまり行政のきめがこまかくないという御指摘は、これはわれわれもそういうふうにお考えのことかとございまして、でありますので、今の法律の体系の中でいけるか、あるいはもう少しそういう場合については個人別のようなどころまで考えるのかというふうなことにございまして、そういうやり方でもうまく救えるかというふうなことは、いろいろ問題がございまして、われわれとしても検討はいたしてみたいと思つております。

○政府委員(井原岸高君) お答えいたします。おっしゃるようなふうには、最近の災害状況を見ますと、局地的ないわゆる集中災害がございまして、しかしその地域が非常にこまいために、ややともすると国の手が届かないような状況のあることもお説の通りだと思えます。しかし、以前は、御承知のようなふうにはほとんど相当な地域を対象にした災害補助あるいは方法を講じたわけでありまして、最近では、町村の段階までおりましたわけでございますが、なおかつおっしゃるようなこともあろうと存じますので、ただいま局長から答弁いたしましたようなふうには、十分に検討いたしまして、遺憾のないような方法をとりたいと存じます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めて。他に御質疑もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより本案の採決に入ります。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の

一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(藤野繁雄君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

この際お諮りいたします。委員長及び理事打合会において御協議をいたされた本案に対する附帯決議案を便宜から提案申し上げます。委員各位の御賛成を得たいと存じます。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案附帯決議(案)

政府は、次の事項に関し、速かに、これが実現に努力すべきである。

一、漁場及び牧野に関する災害復旧事業費の国庫補助について、これを制度化すること。

二、昭和三十五年発生の農地及び農林水産業施設の小災害の復旧事業に関し、昭和三十四年伊勢湾台風等の際採られた措置にかんがみ、地方公共団体が施行するものについて特別の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

別に御発言もなければ、ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいまの附帯決議について発言を求められております。この際許しな

○政府委員(井原岸高君) 一、二とも附帯決議、きわめて重要な問題でございますので、政府におきましても御趣旨を体しまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(藤野繁雄君) 魚価安定基金法案(閣法第七四号)、漁業生産調整組合法案(閣法第七五号)、漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)、以上予備審査の三案を一括議題といたします。

本日は三案に対する質疑を行ないませんが、最初に本日当局から提出された資料についてその要旨の説明を求めます。

○政府委員(高橋泰彦君) それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りいたしました「魚価安定基金法案参考資料」というこの横とじの資料をごらんいただきます。

まず第一ページでございますが、これは法案中で問題になっております多変性魚種という内容と、それが年次別に全国水揚げに対してどういう比率

を持つておるかということでございまして、ここで概略説明いたしますと、サンマ、マイワシ、ウルメイワシ、カタクタイワシといったようなイワシ類、それからマアジ、サバ類、タラ、スルメ、イカ、この種のもは、この一番右に書いてありますが、比率をあらわになりまして、この種の魚がいわゆる多変性魚種ということであるという資料でございます。

めくっていただきますと、年次別の魚種別の産地市場の価格の問題でございますが、これは問題となります。イカ、アジ、サバ、サンマ等につきましては年次別の価格の変動と、それから三十四年の月別の価格の変動を一キロ当たりの産地市場価格という表にしておりますが、ごらんいただきますように月別に相当の変動がある。年によりましては漁獲量に伴いましていろいろと変動しているという資料でございます。

それから次は、サンマ棒受網漁業の道県別、月別の漁獲量の数字でございます。先ほどの説明で概略を申し上げましたのをサンマの棒受網漁業につきまして詳細な資料を作ったわけでございます。なお、サンマの産地市場価格を、概略説明いたしますと、昭和十二年では一キログラム当たり平均二十円、昭和三十三年は十三円、昭和三十四年では十八円という数字に相違しております。昭和三十三年程度の豊漁になりますと相当値が下がっているというデータでございます。それから次は、サンマ棒受網漁業の主要水揚げ港の旬別平均価格ということでござい

ます。それから次は、サンマ棒受網漁業の

漁船の数でございます。ここを見てもわかりますように、隻数としては十トン未満及び五十トンより百トン未満というところにウェイトがあるというふうなことが見えております。それからめくっていただきますと、先ほど概略申し上げました数量と価格の関係でございますが、最もモデルとなると思われる気仙沼港におきますサンマの水揚げ数量と平均価格の一覧表でございます。実線で書いてあるのが水揚げ数量、点線で書いてあるのが平均値でございます。ごらんになりますように、数量が増加いたしますと、価格が顕著に下がるといってござい

ます。それをめくっていただきますと、サンマの水揚げ量と価格の相関関係を図表によって説明いたしておるわけでございます。要するに数量が多

いと下がり、少ないと上がるという関係を図表によって説明しておるわけでございます。

なお、御参考までにめくっていただきますと、サンマの利用配分状況が出ています。サンマを見ますと、たとえば昭和三十四年を見ますと、鮮魚に向くものが二〇%、加工に向くものが八〇%、その加工の内訳としては、冷凍に向くものが三三%、カン詰向きが八%、圧搾されるものが四・九%、かすになるものが三〇%、塩ほしその他の製品になるものが四・一%というウエイトになっております。

次は、サンマと非常に密接な関係がありますサンマの価格の推移についての資料でございます。めくっていただきますと、その次は魚かす類の生産量について数字を書いたわけであり

ます。

その次にサンマ漁業経営費、これは必ずしも完全なものではございません。せんけれども、私どものできる限りの調査によりますと、まあ個別にはいろいろなデータがあるわけでございまして、平均いたしますと、およそ収入と生産費用の関係は、この表のようになっていますという数字でございまして、なおおめくっていただきまして、産地価格と消費地価格と小費価格との動きでございまして。

それから次は、魚価安定基準の事業実施の機構でございまして、これは過日米御説明いたしました考え方を図によつて示したものでございまして。なお次に14として、御参考までにフィッシュ・ミールの海外の市況の最近の推移につきまして、ここに作つたわけでございまして。以上でございまして。

次は、漁業生産調整組合法案に関する資料というのをごらんいただきたいと思ひます。

まず最初に、主要な魚の種類別に漁獲統計表をあげてあるわけですが、先ほどと同じように、どのようなものが多くて、どのように変動しているかというものの概括的な数字でございまして。

次は、多獲性魚種の年次別魚獲量の全国水揚げに対する比率でございまして、まあこのような比率になつて、このように変動しているということを説明した表でございまして。次は、先ほど御説明いたしましたものと全く同じでございまして。それから次は、昭和三十三年気仙沼港における日別サンマ水揚げ状況でございまして、これは今まで説明して参りましたのは、主として月

別ないし旬別の御説明であつたわけですが、なおそれを日別にとりまして、さらにこのように激しく変動しているという説明の資料でございまして。

次は、八戸港におきますイカの水揚げ数量と平均値の一覽表でございまして、これも同様様に、サンマと同様に数量と価格というものが、数量が多ければ価格が下がるというものの説明の図でございまして。次は今の、ただいまお示しました図の数字的な説明でございまして。

それからあと二枚ほどめくつていただきます。組合の設立予定でございまして、これはサンマの樺受網漁業につきまして生産調整組合を作るといふことが予定されておるわけですが、対象となる魚としてはサンマ、操業区域としては日本海を除く北緯三十四度五十四分、これは野島崎灯台を通過する緯度でございまして、この以北の太平洋の海域、主としてサンマの漁業調整をいたしておるのがこの海域でございまして、それとも合わせて操業区域としてはこのような区域を想定したわけでございまして。それから漁船の規模でございまして、これは過日御説明申し上げましたように、十トン未満の零細なものは対象にいたさずに、それ以上の十トン以上の漁船を考へておるということにございまして。そういたしますと、組合の資格者は千七百数十人ということにならうかと思ひます。ございまして、網の敷いたしは、約千八百六十統ほどであらう。この組合員資格者による漁獲量は約五十万トン程度。これをなお規模別に分けまして以下のような状況になるということにございまして。

次は、イカ釣漁業でございまして、対象魚種はイカ、操業区域としては、青森県の沖合の区域、これは「青森県下北郡大間町弁天灯台と北海道亀田郡沙首岬灯台とを結ぶ線以西の海域を除く」ということで、おもなイカの区域を選びたいというふうに考へたのでございまして。漁船の規模は、やはり「十トン以上の漁船」と考へました。そういたしますと、組合員の資格は約六百八十名程度ということにならうか。漁獲量は約十二万トンほどにならうか。こういうふうな考へるのであります。

次は、山陰漁場におけるまき網漁業でございまして、目的となる魚はアジ、サバ、イワシということにございまして、操業区域として、兵庫県と鳥取県の海岸線における境界点を通る正北の線と島根県と山口県の境を通ります北西の線とによつて囲まれた日本海の海域ということに考へておるわけにございまして、規模としては「五トンの以上の網船によるもの」というふうな考へております。組合員資格者は約六十八名、統数は八十二統、組合員資格者による漁獲量は約二十万トンということにございまして。それから次は4として、山口以西の漁場におけるまき網漁業でございまして、対象はアジ、サバ、区域は山口県と島根県の境からの北西の線から西の日本海、それから黄海及び東シナ海というふうな考へまして、規模は、「総トン数五十トン以上の網船によるもの」というふうな考へておるわけにございまして。組合員資格者は百四名、漁獲量は約二十万トン程度であらうと考へております。それから次は、5として、北部太平洋の漁場におけるまき網漁業でございまして、魚

はアジ、サバ、イワシ、操業区域は「千葉県安房郡野島岬灯台正南の線以西の太平洋の海域」漁船の規模は、「総トン数十五トン以上のまき網によるもの」ということと、組合員資格者は約二百四十名程度、漁獲量は約十五万六千トン程度ということにならうかと思ひます。

以下は都道府県別、年度別のサンマ操業船の隻数の表でございまして。なお、きのう要求のありました中小企業者の定義並びに中小漁業融資関係の資料、その他中小企業に関する資料をここに書いておいた次第でございまして。

なお、昨日河野委員から御要求のありました主要生産地の冷凍カン詰生産能力及び貸車輸送能力という御要求があつたわけでございましたので、別紙のように作りまして、本日ごらんに入れたわけでございまして。

それから次は、漁業権存続期間特例法案に関する資料でございまして、内容は漁業権満了日の調べでございまして。まず第一ページは海面におきます共同漁業権の期間満了の状況を都道府県と月別に件数をここに書いたわけでございまして、ごらんになるように三十六年の八月、三十六年の十二月等に満了日が集中しておるということにございまして。

次は、内水面における共同漁業権の資料でございまして。次は、海面におきます区画漁業権の満了日の調べでございまして、別に取立てて説明することにもございせん。次は、内水面の区画漁業権の調査でございまして。めくつていただきます。次は、海面の定置漁業権、これは内水面でないわけでござ

はアジ、サバ、イワシ、操業区域は「千葉県安房郡野島岬灯台正南の線以西の太平洋の海域」漁船の規模は、「総トン数十五トン以上のまき網によるもの」ということと、組合員資格者は約二百四十名程度、漁獲量は約十五万六千トン程度ということにならうかと思ひます。

以下は都道府県別、年度別のサンマ操業船の隻数の表でございまして。なお、きのう要求のありました中小企業者の定義並びに中小漁業融資関係の資料、その他中小企業に関する資料をここに書いておいた次第でございまして。

なお、昨日河野委員から御要求のありました主要生産地の冷凍カン詰生産能力及び貸車輸送能力という御要求があつたわけでございましたので、別紙のように作りまして、本日ごらんに入れたわけでございまして。

それから次は、漁業権存続期間特例法案に関する資料でございまして、内容は漁業権満了日の調べでございまして。まず第一ページは海面におきます共同漁業権の期間満了の状況を都道府県と月別に件数をここに書いたわけでございまして、ごらんになるように三十六年の八月、三十六年の十二月等に満了日が集中しておるということにございまして。

次は、内水面における共同漁業権の資料でございまして。次は、海面におきます区画漁業権の満了日の調べでございまして、別に取立てて説明することにもございせん。次は、内水面の区画漁業権の調査でございまして。めくつていただきます。次は、海面の定置漁業権、これは内水面でないわけでござ

いまして、海の方の定置漁業権の満了の調査でございまして、ここでも三十六年の八月、三十六年の十二月等に満了日が相当件数集中しておる、こういう表でございまして。それから次は、千田委員の御要望の資料がございまして、「漁業調整上問題になっている事例」この漁業権存続期間の特例の法案を中心として漁業調整上問題になっている事例についての御要求がございまして、二ページほどになっているわけですが、資料としてここにごらんに入れた次第でございまして。

〔速記中止〕
委員長(藤野繁雄君) 速記を始めます。これら三案については、本日はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会いたします。
午後三時十四分散会